第2回　第8期荒川区障がい計画・第4期障がい児計画策定委員会議事録

開催日：令和8年9月2日（水）
時　間：午後2時 00 分～3時10分
場　所：サンパール荒川4階第2・第3集会室

欠席委員：〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員

事務局：
　皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、只今より、第2回　荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

　はじめに配付資料の確認をさせていただきます。
　資料1「本日の次第」、資料2「第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画（素案）（概要版）」、資料3「第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（素案）」、資料4「これまでの策定委員会における主なご意見について」、資料5「前回の第1回策定委員会議事録」、資料6「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画の今後の予定について」
　以上、6点の書類をお配りしております。資料の不足などがございましたらどうぞ事務局までお申しつけください。特に不足等はございませんでしょうか。

事務局：
　それでは、本策定委員会開会にあたりまして、初めに委員長より、ご挨拶をお願いいたします。

委員長：
　皆様こんにちは。本日は策定委員会ということで、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
　前回は7月に開催いたしましたが、本日は計画の素案ということで事務局からご説明いたしますので、皆様にまたご意見・ご感想をいただきたいと思っております。7月の第1回目の時には、様々なご質問をいただき、その後も書面でもご意見をいただきました。素案はいただいた内容を反映したものになっております。本日も皆様からご意見をいただきまして、素案をまとめてまいります。その後、この素案については区議会に提出し、パブリックコメントを実施するということで、今度は区民の皆様に公表して様々なご意見をいただく流れになっております。そして、計画の策定に繋げてまいります。今日は素案が出てきたところで再度いただくご意見が大事なものとなっておりますので、今回もご協力をいただきながら活発な議論をいただければと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：
　委員長、ありがとうございました。それでは、以後の進行は委員長に一任させていただきます。委員長よろしくお願いいたします。

委員長：
　それでは議題1 「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画の素案について」事務局からまずご説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは、議題1の福祉計画素案のご説明をさせていただきますが、説明の都合上、最初に第1章から第3章までをご説明をさせていただき、一度、委員の皆様からのご質問をいただいた後、第4章以降をご説明いたします。
　資料2が素案をまとめた概要版、資料3が計画素案となっておりますが、本日は主に資料3の素案に沿ってご説明をさせていただきます。
　資料3を1枚めくると素案の目次になります。本計画は全体で第1章から第5章と資料編の構成となっております。
　続きまして、素案の3ページ、第1章本計画策定の概要となります。第1節に策定の趣旨、ページの下段には第2節として策定の体制を記載しております。次に素案の4ページになります。このページでは本計画の位置づけや計画の対象などを記載しております。この部分につきましては7月の第1回策定委員会の際にご説明させていただきましたので、今回は詳細のご説明は割愛させていただきます。
　続きまして、素案の6ページ、「第4節　計画の推進に向けて」になります。
今回の素案の内容や策定後の計画の履行状況につきましては、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」や「医療的ケア児等支援協議会」を活用し、本計画のPDCAサイクルが機能するよう各関係機関との連携を図って進めてまいります。
　続きまして、素案の7ページから24ページの第2章「障がい者・障がい児等を取り巻く状況」についてご説明いたします。
　素案の9ページになります。第1節「障がい福祉に関する制度・施策の変遷」では、令和6年度から令和11年度が計画期間となっております本計画の上位計画となります「荒川区障がい者総合プラン」における計画期間内に実施された法改正・施行等や区の取組などについて、素案の17ページまで時系列に記載をしております。
　素案の18ページになります。第2節「統計資料から見る状況」では、区の人口推移や各障害者手帳所持者の増減推移などを記載しておりますが、この18ページから23ページまでは、障がい種別ごとの手帳所持者、難病患者数、手帳を所持しない児童通所支援利用者の推移をそれぞれ記載しております。こちらも前回の策定委員会でご説明をさせていただきましたので、詳細のご説明は割愛をさせていただきます。
　続きまして、素案の27ページ、第3章「計画策定の基本指針」になります。このページでは、都道府県や各区市町村が障害福祉計画等を策定するにあたって国が示す基本的な指針の主な改正内容について記載をしておりますが、国の基本指針は都道府県向けと区市町村向けがございますので、ここでは区市町村向けの改正内容について抜粋したものを記載しております。具体的には第5章において反映をしております。
　続きまして、素案の28ページ、区の基本方針となります。今回策定します本計画は、令和6年3月に策定しました令和6年度から令和11年度までの6年間の計画である「荒川区障がい者総合プラン」における令和9年度から11年度までの後期部分として含まれております。そのため、基本理念、基本目標、基本方針は同総合プランを引き継ぐものといたしまして、国が新たに示しました基本的な指針を取り入れながら、各施策の下で事業を実施してまいります。
　区の基本方針としましては、点線で囲んだところになります。1.障がい者の相談・支援体制の充実　2.バリアフリーの推進　3.障がい者の住まい・日常生活に対する支援、4.障がいのある子どもの健全育成、

5.障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生の5つとしており、各基本方針に沿って事業や活動目標を定めて、障害福祉サービスを推進しております。
　続きまして、素案の29ページになります。29ページと次の30ページでは、第3節の「施策の体系・成果目標及び活動指標」について記載をしております。「荒川区障がい者総合プラン」を継承しつつ、基本方針に紐づく各施策において、新しい取組や施策の充実を図るため、各基本方針をさらに具体化した施策を記載したものとなっております。今回の計画策定において、令和6年度から令和8年度までの前期計画より進めた事業につきましては、次の第4章で抜粋して記載しております。
　素案の30ページになります。国の基本指針において、基本的な目標として設定する分野、成果目標と活動指標の関係について図で示しております。8つの成果目標に対して、先ほどの29ページの施策体系図の施策をもとに、活動指標として利用者数やサービス量などを設定し、成果目標の達成を目指していきます。
　成果目標と活動指標の具体的な内容につきましては、第5章でふれております。ここまでのご説明は以上となります。

委員長：
　ありがとうございました。まず、第1章から第3章までということですけれども、ここまでのご質問やご意見がありましたら発言をする形で挙手をお願いいたします。
　副委員長どうぞ。

副委員長：
　6ページの第1章第4節「計画の推進に向けて」というところで、この計画そのものが「PDCAサイクルで見直しをする」。これは、非常に大事な根幹の部分だと思っております。その中で「自立支援協議会と連携し」と書いてありますが、どのような連携をされるのか、頻度などについてご説明いただければと思います。

事務局：
　ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、自立支援協議会が年3回予定されていますので、その中で自立支援協議会の委員の皆様にも、本計画のご意見を伺いながら計画にご意見を反映させていきたいと考えております。策定後につきましても進捗状況については毎年行われる自立支援協議会の中でご報告させていただいて、ご意見を踏まえ計画の履行に反映させていきたいと考えております。

委員長：
　その他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。このあともまた、ご説明が続きますので、最後に総合的なところからも質問・ご意見なども伺えますので、一旦進めさせていただきます。
　それでは、続きまして、素案の第4章から5章までの事務局から説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは素案の33ページになります。第4章のご説明になります。「荒川区障がい者総合プラン」の計画期間である令和6年度から令和11年度までの6年間のうち、本計画は令和9年度から11年度までの後期の3か年の計画となっております。前期計画を踏まえ後期計画で推進する事業につきましては、5つの基本方針に基づき、基本方針ごとに抜粋した事業を記載しております。
　第4章のページ構成といたしましては、各基本方針に基づきまして（1）抜粋した事業の概要、（2）該当施策名、（3）主な関連事業の説明となっております。

それでは、各事業について(1)抜粋した事業の概要を中心にご説明いたします。
第1節「基本方針1」「障がい者の相談・支援体制の充実」
(1)として「荒川区立精神障害者地域生活支援センターの建替えについて」ご説明いたします。
国の基本方針の一つとして、精神障がい者の地域移行が示されていますが、入院中から活用できる地域移行支援や短期入所支援などを活用した体制の構築が区として求められています。区の背景としまして、区内で精神障害者保健福祉手帳を所持する人が年々増加傾向にあります。障がい者本人やそのご家族を地域全体で生活支援体制を整備するための拠点機能事業所として、区では荒川区立精神障害者地域生活支援センター「支援センターアゼリア」を平成15年度より開設しておりますが、建物自体は昭和43年に建築されており、老朽化が進んでいることから建替えに向けた取組を進めてまいります。また、建て替えにともない、重層的・複合的な支援ニーズに対応すべく機能強化も図れるよう検討いたします。
続きまして、素案の35ページ、第2節「基本方針2　バリアフリーの推進」になります。
(1)「意思疎通支援の充実について」ご説明いたします。
区では、障がい者の方の日常生活の利便性向上及び福祉の増進を図るための各事業に取り組んでいます。その一つとして、聴覚障がい者の方向けに、タブレット端末による遠隔手話等通訳サービス、電話代行サービスを実施しておりますが、外出先でのコミュニケーションや災害時・緊急時における健聴者との意思疎通、駅の無人改札口や無人交番、地域安全センター等での音声対応に苦慮することがあります。そのために障がい者の方ご自身のスマートフォンを利用し、自宅や外出先から場所を問わずオペレーターと手話等を通じてリアルタイムでのコミュニケーションができる電話代行サービスや遠隔手話通訳サービス等を拡充することで、コミュニケーション手段のさらなる確保と支援の充実を図り、日常生活や緊急時の障がいのバリアフリーの促進を行い、手話を用いて健聴者と円滑に意思疎通ができる環境の整備を進めてまいります。
続きまして、素案36ページ、第3節「基本方針3　障がい者の住まい・日常生活に対する支援」になります。
(1)「グループホーム等の居住支援の推進及び運営支援について」ご説明いたします。
区では、障がい者の自立した生活を促進するために、居住地や日中活動の場を確保することを目的として、利用者の負担軽減と事業者のグループホームの安定的な運営のための支援策を実施しておりますが、区内において、重度障がい者の方向けの居住の場については整備が十分に進んでいない状況となっております。
区では、重度障がい者向けのグループホーム等の新設に向けて、民有地の活用や民間企業がグループホームの開設をしやすいよう設置補助の拡大などを実施しております。また、設置後における事業所のサービスの質の向上を図るため、区内の事業者を対象にグループホーム連絡会を開催し、情報共有や障がいの特性や程度に応じた支援方法の検討を通じた支援技術の向上を図るなど、区内グループホームの全体の質の向上を図っております。
直近では、西尾久3丁目に新たに重度障がい者の方向けのグループホームの設置を推進している状況でございます。
続きまして、素案の37ページ中段です。第4節「基本方針4　障がいのある子どもの健全育成」になります。
①「荒川たんぽぽセンター」の運営についてご説明をいたします。
国の基本指針にも設置目標がある児童発達支援センターの設置につきまして、区では、荒川区立心身障害者福祉センター「荒川たんぽぽセンター」の1日の療育定員を拡充するとともに、令和6年10月には、荒川たんぽぽセンターに児童発達支援センターとしての機能追加を行いました。専門的な支援機能の強化や他の障害児通所支援事業所への支援と助言、関係機関との連携体制の強化を進めるとともに、

今後も専門相談や保育所等訪問支援を強化し、障がいの有無にかかわらず地域でともに育つ、インクルージョンの推進を図ってまいります。
続きまして、素案の38ページです。
①「特別な支援を要する児童等への対応」についてご説明いたします。
特別な支援を要する児童等は年々増加傾向にあり、各公私立保育園・幼稚園・学校等への受け入れ体制の整備が求められています。子ども本人や保護者の悩みに対する早期相談や対応が求められていることから、区独自で配置しているスクールカウンセラー（心理専門相談員）に対し、具体的な相談事例などの共有を行う研修等を実施して資質向上を図ることで、特別な支援を要する児童等の受け入れ態勢の強化を図ってまいります。
続きまして、素案の39ページです。
第5節「基本方針5　障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生」になります。
①「就労支援の強化」についてご説明いたします。
区では障がいのある方の社会参加や自立した生活を支える基盤整備の一環として、就労支援事業を実施しており、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援を経て、慣れ親しんだ地域での自立した生活の実現を目指しています。
また、荒川区障害者就労支援センター「じょぶ・あらかわ」等と連携して、一般就労への移行や継続して働けるような支援、働きづらさを感じる方が相談しやすい環境整備を今後も推進するとともに、就労支援の段階において、本人の希望や能力、適性にあった就労の支援ができるよう就労選択事業所の区内設置に向けた取組を進めてまいります。
素案の40ページです。
②「18歳以上の地域の居場所づくり」についてご説明いたします。
区では、障害児通所支援等を利用する障がい児が、ライフステージの変化で切れ目なく障害福祉サービスを利用できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていますが、現状では、特別支援学校高等部等を卒業する際、これまで利用していた放課後等デイサービスなどの児童福祉サービスが受けられなくなる「18歳の壁」と言われる18歳以上の方における夕方の支援体制の確保が課題となっています。
今後、18歳以上の障がいのある方の日中サービス終了後の時間帯における居場所づくりを進めることで、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制の充実を目指してまいります。
第4章は以上になります。
続きまして、素案の41ページ以降の第5章以降についてご説明をいたします。素案の43ページになります。第5章につきましては、前回の第1回策定委員会におきまして、前期計画の成果目標及び今後の後期計画の3年間、令和9年度から令和11年度までの成果目標の設定につきまして、取組状況、今後の方向性、今後の取組などを説明させていただきました。
また、素案の58ページからは、活動指標（サービス見込量）について記載しておりますが、こちらには、令和6年度から令和8年度（見込）までの実績と、今後の令和9年度から令和11年度までの3年間の障害福祉サービスごとの見込量を記載しております。詳細につきましては、第1回策定委員会でご説明をさせていただいた内容となっておりますので、割愛をさせていただきます。
また、素案の71ページ以降は資料編となり、策定委員会設置要綱や委員名簿等を記載しております。
資料4は第1回策定委員会での委員の皆さまからいただきました主なご意見、資料5は第1回の議事録などを記載しております。ご説明は以上となります。

委員長：
それでは第4章とそれから第5章までの説明についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。まず、〇〇委員からよろしいでしょうか。そのあと、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員：
　〇〇です。『社会福祉法人ソラティオ』の理事長をやっております。ご説明ありがとうございました。前提として、この間の荒川区の取組は大変評価されるものと思っているのですが、今回国の指針で児童分野のことについて随分充実・強化されておりますという観点から発言させていただきます。
　第4節37ページのところに児童のことが書いてあるのですが、「インクルージョンの推進」とかこの辺は大変に重要になってくると思っています。また指針のほうでも国の指針に基づいた記載をしていただいてあるのですが、（国の）基本方針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針【令和八年こども家庭庁・厚生労働省告示第四号】）の14ページにあたるのですが、「保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援」という部分があるのです。本日の資料ではなく、国の資料になってしまうわけですが、ここがまさに令和9年度以降の課題だろうと思っております。相談支援の仕事を私はしているので大人の（方向けの福祉サービスの）方は随分整ってきていると思います。子ども（向けの福祉サービス）の方も令和7年度からの体制整備補助金、荒川区独自の事業で職員さんも増えて、子どものセルフプランもほぼなくなってきている状況です。ですが、これからは多分（福祉サービスの）中身の話になってきて児童発達支援センターさんや子ども家庭総合センター（児童相談所）さんもある。ここの横の連携をどうするかということがインクルージョンの推進には不可欠だと思っていて、今の機能ではここの懸け橋になる人はいないのです。ここが課題だと思っていて、国は児童発達支援センターさんが中核になってやっていきましょうぐらいの書きぶりで、そこまでは踏み込んでいないのです。これは多分うまくいかなくて、いろいろ考えている中で、これから活動目標等にぜひ入れていただけると良いのではないかと思っているのが、全国の他の自治体の取組で拠点コーディネーター。資料の61ページに拠点コーディネーターの配置人数。荒川区では1名いるのですが、今のところは「親の支援亡き後のコーディネーター」、「地域移行のコーディネーター」と言われるのが主流ですが、ここに児童の関係機関をつなぐ懸け橋となるコーディネーターを置くというのは制度的には明確に示されていないのですが、できるメニューなのです。それがなかなか世の中に広まっていないので、そこを活用してコーディネーターの配置数を見込みが1になっていますが、令和9年に2、令和10年に3とか、ここを段階的に増やしていく仕掛けはしておいたほうが良いのではないかと思っているのが1点目です。
　もう1点だけ意見を言わせていただいておしまいにしたいと思いますが、これは資料の作りこみなので後で事務局さんと個別にやればよいことだと思うのですが、67ページの自立支援協議会の部分で事例検討の回数や参加事業者数・参加機関数があるのですが、これは令和6・7年度もやっていることはやっていて、カウントの仕方の問題と思いますのでまたすり合わせの時間をいただけたらと思います。

委員長：
　はい、ありがとうございました。事務局の方で今大変貴重なご意見、それからご指摘いただいたのですが、あればよろしくお願いします。

事務局：
　国の考え方につきましても、〇〇委員の見識から貴重なご意見いただきましてありがとうございます。委員おっしゃる通り、障がい児の部分をこれから充実していかなければいけないといった認識はございます。区といたしまして、子ども家庭総合センター、児童発達支援センターなりを整えたりして、横のつながりがスムーズにいかないというのは、それぞれの機関が仕事をしている中で感じている部分だと思います。そこにつきましては、改めてこちらの方で資料への反映も検討させていただきたいと思います。資料の作りこみにつきましては、また後ほど調整させていただければと思います。ご意見ありがとうございました。

委員長：
本当に非常に重要な視点のご指摘だと思いますので、荒川区の場合、子ども家庭総合センターなどもあり、それぞれの部署がやっておりまして、実際にそういった仕事に携わっている者もおります。ただそこの連携をより強固にというところで工夫できることもあるかと思いますので、早速事務局の方で検討するということでありがとうございます。それでは〇〇委員、手が挙がっていました。よろしくお願いします。

委員：
第4章の基本方針4について1点、質問させてください。まず私は、荒川区内の公立小中学校の特別な支援を要する子供たちが通う特別支援学級が設置されている小中学校の校長会を代表してこの会に参加させていただいております。学校現場から小中学校の子供たちを見ていると、本当に区の福祉サービスによっていろいろと助けられている、支援していただいているなということを見て、聞いて、非常に感謝しているところです。どうもありがとうございます。進路指導等で我々の現場から見ていると小中学校にいるうちの福祉の支援というのはよく目に見えて理解しているつもりなのですが、学級・学校卒業後にどのような支援が区の方でしていただいているのかというところが学校現場・教員の理解が不足している部分があって、進路指導等でもそういうところも踏まえてちゃんと相談に乗らなければいけないと反省をしているところですので、特別支援学級の卒業後に受けられる区が行っている福祉サービス・施策について教えていただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長：
事務局の方からお願いいたします。

事務局：
〇〇委員、学校の立場からの貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。小中学校で現場に携わっていただいている中で、中学校卒業後は特別支援学校に進学される等、特別支援学校の先生であればその先というのは非常に関わってくるのですけれども、早い段階からこのような福祉サービスがあるというのを現場の先生方もご存じであったほうが、今後の進路指導も非常に重要なものと考えております。日中の生活活動の場という部分ですと、生活実習所があります。荒川区内で、区立でやっているものが荒川生活実習所。あと、尾久に尾久生活実習所などの生活実習所があります。一般就労を目指す際には、就労移行支援や就労継続支援の Ａ 型・Ｂ 型というのがあるのですが、あと就労後の就労定着支援なども行っております。障がいある方の就労で一般的にイメージされるのは、一般就労の部分になると思われるのですが、その前段階としてこのような生活実習所や福祉作業所があって、そこに行かれる子どもたちもいます。また、就労に対するご相談は、先ほども出ました『荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）』という就労支援センターも設置しておりまして、就労に関する相談支援なども実施しております。それ以外にも居場所という部分ではグループホームなどもあり、共同生活をする場もございます。今後も卒業生に向けて、生活環境で区が何かできるのか検討するとともに、また特別支援学校の先生方は当然ご存じなのですが、やはり小中学校の特別支援学級の先生方についても、このような部分について区としてアプローチをかけていきたいと考えております。

〇〇委員：
ありがとうございます。

委員長：
　今、〇〇委員から現場の声ということでいただきました。この会議で今共有ができたと思うのですが、実際の学校の先生方にも今のような情報を分かりやすい形でより共有していくということが大事だと思いますので、それは何らかの工夫をしてより進めていければということですかね。それでは〇〇委員お願いします。

〇〇委員：
　荒川区手をつなぐ親の会の〇〇と申します。私たちは知的障がい者の保護者の団体でございます。親亡き後と申しますが、やはり保護者が一番心配していることはわが子たちの将来の住まいのことでございます。着々とグループホームとか重度の施設も予定されておりまして、ありがたく思っております。更にと申しますか子どもたちが地域で安心して暮らし続けるために今後もグループホームなどの住まいを今後どのように確保していかれるのでしょうか。

委員長：
　事務局の方からお願いいたします。

事務局：
　〇〇委員、貴重なご意見ありがとうございます。また、当事者の皆様・ご家族の皆様の切実な声というのは、団体さんからの声としても区として受け止めおります。親亡き後の支援は重要な部分になっておりまして、区としてもこれまで進めておりました。また、障がい者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、〇〇委員もおっしゃっていましたが、グループホーム等の整備も住まいの確保という部分で進めております。また、軽度の方や重度の方それぞれのグループホームについて整備費等の設置経費の一部を補助するなど、事業所が参入・設置しやすい、運営しやすい支援を区として実施しております。また、グループホームの入居者に対する家賃の補助等経済的負担の軽減というのも実施しております。一方で、グループホームの数があればいいというわけではなくて、グループホームの質の担保というのも必要な部分でございますので、今後、区としてもその辺についても数だけではなく質の部分についても事業者と連携して進めてまいりたいと考えております。また、西尾久3丁目のグループホーム等の整備等も含めて、今後どのようなニーズが必要なのか区として見極めながら整備の方も進めていきたいと考えております。

委員長：
　大丈夫でしょうか。それでは〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員：
　私の方からバリアフリーについて基本方針2のところです。バリアフリーの推進というところでは交通機関・公共空間建築物・道路・歩行空間などが挙げられますが、物理的なハード施策は本当に整ってきている。何かを付け加えて施策を立てていかなければいけない（ほど）かと言うとそうではないような気がしていますので、ハード面ではほぼ整っているのではないかと個人的には思っています。制度的なバリアとか文化とか情報面のバリア解消とか、それから心のバリアフリーとかそういうところをこれから進めていかなければいけないところだと私は感じています。（盲導犬をつれた）目の見えない人がまだお店に入って行けない。「動物を連れてこないでください」というお店を私は見かけたことがあるのですが、曖昧な表示で（盲導犬が）受け入れてもらえないのではないかというと（本来は盲導犬の同伴を断ってはいけないので）そうではなくて、ちゃんと（ほじょ犬マークと言う）マークがあるのでそういうものをちゃんと

（お店に）付けて、言葉で「（盲導犬以外の）動物を連れてこないでください」と言ってもらわないとなかなか（目の見えない方の心のバリアフリーは）よくなっていかないのではないかと思います。また、情報面でのコミュニケーション手段で手話通訳とか要約筆記というだけではなく、難聴者もおられるので磁気ループのようなものを集まりやすいところに設置していくことも大事かと思っています。また心のバリアフリーでは合理的配慮の義務化がされているのでやっていくということもあるのですが、まだまだ心ない言葉をかける人がいて悲しい思いをされているということもありますので、その辺もこれから推進していくことも望ましいかと思います。ハード面は整ってきているので今までのハード面を中心にした施策ではなくて、なかなか外見からは分かりづらいような人たちへの配慮・施策・対応が必要になってくるのではないかというのが私の考え方です。以上です。

委員長：
ありがとうございました。バリアフリーの推進というところでご意見をいただきました。事務局の方で今回答できるところがあればお願いします。

事務局：
〇〇委員、非常に貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃったとおり、バリアフリーと聞くと一般的にはスロープがあるとか、エレベーターがあるとか、そういうハード面については非常に皆さんに分かりやすいですし認識しやすいですが、ソフト面という部分につきましては、やはりなかなか理解が進んでいないのだというのは、当事者の皆様とお話すると非常に貴重なご意見をいただきますので、課題であると認識しております。区といたしましても、ハード面につきましては、バリアフリー基本構想に基づきまして公共施設や公園などのバリアフリー化を進めております。また、ソフト面につきましては、もう1歩進んだ施策が求められているものと感じております。今進めている中では、「心のサポーター養成講座」というものがあるのですが、その中で心のサポーターの人数の拡大を図っています。また、手話講習会などにおきまして障がいの理解促進を図っていくのですが、学校教育の中でも障がい理解教育という分野が設けられておりますので、そのような時間を使って学校等と協力しながら、子どもたちに小さいうちから障がい理解教育という部分で実際に当事者の方とお話をするということなどを進めていくことで地域での（障がいへの理解の）醸成を区としても図っていきたいと考えております。いままでは、どうしても行政の縦割りというか、福祉は福祉の分野だけ、教育は教育の分野だけという形で進んでいたのですが、先ほど〇〇委員がおっしゃっていた横のつながりが必要になってきますので、その辺も含めて区としてどのようなことができるかを検討して進めてまいりたいと考えております。

委員長：
よろしいでしょうか。

〇〇委員（やさしい街づくりの会）：
はい。

委員長：
それでは〇〇委員、お願いします。

〇〇委員：
心身障がい者事業団の〇〇です。39ページの第5節、基本方針5.障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生についてですが、当事業団は『じょぶ・あらかわ』から紹介された方が就労している状況でし

て、日頃、就労支援のご相談を受けている状態です。また、当事業団のスタートまちやの2階、3階では『町屋あさがお』で多くの方が就労しているという状況となっております。そこで雇用者の賃金ですが、最低賃金がここ数年毎年引き上げられている状況です。そこで福祉的就労につきまして、工賃・賃金の向上に向けた取組について、どのようなことを行っているか教えていただきたいと思います。また、39ページ、下から9行目に「障がい者が希望や能力に応じて働き」という記載があります。本人の希望や能力に応じた仕事の確保に向けてどのような取組を行っているか、工賃・賃金の能力に応じた仕事の確保についても教えていただければと思います。

委員長：
ありがとうございます。今の意見について、区の取り組んでいること、また、今後取り組んで行くことということでお話をお願いいたします。

事務局：
〇〇委員、貴重なご意見ありがとうございます。就労の部分につきましては、地域で生活して行く中で、非常に重要なものと考えております。なかなか障がいがある当事者の皆様が、全員が一般就労できるというわけではありませんので、やはり就労継続支援A型・B型で働く場を提供するということは非常に重要なことで、そこに応じてその方々の能力や知識の習得や向上を支援して行くということも重要なものと考えております。
最初に賃金の向上の部分についてご説明をさせていただきます。賃金や工賃、就労継続支援B型事業所につきましては、雇用契約を結ぶという関係ではありませんので、労働基準法に基づく最低賃金が適応されなくて、最低賃金は年々上がっていく中で、工賃はなかなか上がって行かないというのは非常に課題として認識しております。工賃の向上につきましては、就労継続支援事業所の事業者が連携している作業所等経営ネットワークという事業がありまして、就労継続支援事業所同士が情報交換をおこない、会社からの仕事の受注内容調整等について話し合いを行っております。また、単独の作業所では対応しにくい大規模な仕事を複数の事業所で受注対応できるように、東京都と連携して共同受注のしくみを設け、受注枠を増やせる取組を進めております。また、今一番言われているのが、「ブランド化」ができないのか、です。地方であれば名産品がある、高く売れる名産品などに、就労継続支援事業所の方が携わることで工賃を上げることが可能な「ブランド化」というのも一部取り入れておりますが、区ですぐに「これがブランド化」というのは難しい部分ではありますけれども、先進的に取り組まれている自治体の取組を区としても研究し、それを取組としてできないかというのも考えていきたいです。障がい者の皆様が作った製品、販売している「ふれあいマーケット」をさせていただいている中で、販売とか販路拡大の部分につきましても取り組んでおりますので、区単独では難しい部分ではありますので、ノウハウを持った事業者と連携しながら進めているところです。
また、次のご質問にありました、「希望や能力に応じて働き」の部分につきましては、やはり障害者総合支援法の改正に基づきまして、就労選択支援事業が始まりました。区によっては、すでに就労選択支援事業所が複数あるところがあるのですが、荒川区は区内にはない状態となっており、区内設置に向けて取組を進めていく中で、現状は区外の就労選択支援事業所とやり取りをせざる得ない部分があります。もし区内に設置できれば、スムーズな就労の場につながると考えておりますので、区としても取組を強化したいと考えております。ご意見ありがとうございました。

委員長：
他にはいかがでしょうか。それでは〇〇委員、お願いいたします。

〇〇委員：
　『花畑学園』PTAからまいりました〇〇です。40ページの18歳以上の地域の居場所づくりのところで、日中サービス終了後の時間帯における居場所づくりというのは、すでにおこなわれていることなのでしょうか。

事務局：
　ご質問ありがとうございます。障がい者の18歳以上の居場所づくりをすでに実施している事業としまして、今、『スクラムあらかわ』で日中一時支援というトワイライト事業を実施しております。また、『生活クラブスニーカー』と『おぐのあかり』という施設がございまして、そちらで今、障がい児者のタイムケア事業を実施しております。こちらは18歳以上の地域の居場所づくりというところを目的とした事業となっております。

委員長：
　いかがでしょうか。

〇〇委員：
　それ以外に、これからということは。

事務局：
　今後の計画としては、既存の事業では受け皿は十分に足りていないという認識でございますので、こちらの資料にある通り「18歳の壁」という全国的な課題となるのですけども、こちらの課題解消に向け、また新たな日中一時支援の事業も居場所づくりの取組について、来年度に向けて計画を進めているところです。

委員長：
　大丈夫でしょうか。

〇〇委員：
　はい。

委員長：
　その他いかがでしょうか。

〇〇委員：
　『荒川区視力障害者福祉協会』の〇〇です。18ページから23ページ、手帳の所持者のところで、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保険福祉手帳と3種類ありますけども、身体障がい者のところだけが減っていて、あとは所持者が増えているとなっています。身体障がい者だけは減っているとなっていますが、理由が書いてないのでこの辺分かればお願いいたします。

委員長：
　大丈夫でしょうか。事務局の方からお願いいたします。

事務局：

ご質問どうもありがとうございます。身体障害者手帳の数は、年々微減傾向にあります。手帳を取得される方は高齢者の方が非常に多いですけども、中途の障がいの方ですとか、子どもの頃から手帳を取られるという方はそんなに多くないというところと、あとは実際に日本の人口も減って来ているという部分もある中で、身体障害者手帳の取得者はそれに引っ張られている形があるのかというような認識をしております。

〇〇委員：
分かりました。

委員長：
大丈夫でしょうか。その他いかがでしょうか。

〇〇委員：
51ページ、就労選択支援のところで意見を言うか迷っていたのですが、就労選択支援が始まって1年くらい経とうとするのですけども、事業所はまだ荒川区にはないのです。ここに上げるのをまず一箇所から、私が書くならそういう気持ちになるのですけど、地域の就労選択支援を利用するであろう障がい者のことを考えると一箇所しか選べないみたいなことは、選択の幅を狭めてしまうというか、目標に二箇所と書いておいた方がよいのかと思っています。そこが非常に悩ましくて、まず一箇所という気持ちもあるし、ご本人たちがA型かB型かどちらか選べるという環境が作ることも計画としては書きぶりとしては必要とする気もするし、こうしてくださいという意見ではないのですが、そこを皆さんどう思うのでしょうか。お聞きしたいと思い発言させていただきました。以上です。

委員長：
ありがとうございます。鋭いご指摘というか、視点だというふうに思いました。今、事務局の方で考えがあれば、お答えできる部分をお願いします。また、委員からお話がありまして、非常に難しいことではないのですけども、考え方が分かれるところかというふうに思いますので、ここにいらっしゃる委員の皆様からもご意見がありましたらお願いいたします。まず、事務局の方から何かありますか。

事務局：
選択支援事業者についての貴重なご意見ありがとうございます。ここの内容については、私どももどうするか悩んだ部分で、選択支援事業者数の目標をもっと出した方が、本来であればA型に行ける人が今はB型に行っているのではないかという課題について事業所数がある程度必要だと認識はしております。一方、まず、区では目標として1箇所、掲げさせていただいて、それをゴールというよりは1つ設置に向けて取組を進めさせていただき、次のステップに行きたいという思いを込めて、まず、1箇所。区としては、1箇所設置したらよいという考えではないのですが、最初の目標値としまして1箇所と設定させていただきました。

委員長：
現在の区の考え方ということで申し上げさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員：
荒川社会福祉協議会の〇〇と申します。生活介護と就労移行の事業を行っておりますが、私どもも就労選択支援事業は非常に大事な事業だと思っておりまして、特別支援学校を卒業時に選択を広げる、

またB型から一般就労等を目指すうえで、アセスメントを取ることは、障がい児者の社会参加にとって非常に大事なことであると思っていて。私どもも選択支援事業を検討して行く方向ではあるのですが、実績が足りていないところがありまして、過去3年間に3人の就労者を出さなければならないところで、今のところ2名だったところが1名減っているというところで、すぐに参加できない状況がございます。特に私たちの就労移行は重度の方が対象になっておりまして、利用者もそれほど多くない状態が続いております。そういった中で、私どもで経験を積んで、就労移行を経て就労をされている方が過去4人くらいはいらっしゃったのですが、過去3年の経過が過ぎるごとに、要件を満たせなくなっているのも事実です。社会福祉法人が運営する施設として、こういった地域の役割を担って行きたいという気持ちはありますが、実績が追い付かないというところは本当に申し訳ないというところが現状でございます。

委員長：
現状をご報告いただきありがとうございます。今、事業者側の立場からということで、現状のご意見をいただきましたが、いろいろ考え方があると思いますが、他にいかがでしょうか。〇〇委員から貴重な提言をいただいたと思いますが、現場の〇〇委員からもお話がありましたので、これは区の方でもう一度よく検討して設定をするということでよろしいでしょうか。

〇〇委員：
区内で一にするか、二にするか悩ましい問題だと思いますが、皆さんのお話を聞く中で、「まず、一で頑張ろう」ということで「一」で良いのではないかと思います。ただ、皆さん今日、就労選択支援がないということは地域課題だということで認識されていると思うので、この後、自立支援協議会の方に課題を持って行っていただいて、就労の部会で大きな問題になっているということを、部会のメンバーだけに限らず、区内の就労系の事業所の皆さんに課題意識を持っていただいて、今回は泣く泣く「一」としか書けなかったのだ、「二」にするには皆さんの力が必要だということで、事業者の方の協力を得ていくことが必要だという形でのご記載でいかがでしょうか。以上です。

委員長：
また貴重なご意見をいただいたので、区の方で考えを述べていただけますか。

事務局：
貴重なご意見ありがとうございます。区としても事業者とのネットワークを生かして行くべきと、今、再認識したところです。改めて自立支援協議会の中でも議論を重ねて行きたいと感じております。また、その辺りを自立支援協議会の方で議論された内容を、先ほどの PDCA サイクルと同じように、このなかに反映させるような形で進めて行きたいと考えております。よろしくお願いします。

委員長：
ありがとうございました。この他、いかがでしょうか。

〇〇委員：
そもそも就労選択事業所が伸びない要因事情といいますか、そのあたりは区内でも B 型事業所が先ほど〇〇委員から手を挙げたくても要件がという話がありましたが、そのほかに手を挙げづらいというか、そういった要因について各事業所に聞き取りの内容がありましたら少し教えていただければと思います。

委員長：
　ご意見ありがとうございます。事務局の方で情報提供できる点があればお願いします。

事務局：
　貴重なご意見ありがとうございます。現時点においてはそこまで踏み込んだ形での聞き取りは進めておりませんので、ご意見が一定数ございます。原因について区としても深堀して事業者と連携して原因を探って行きたいと思います。

委員長：
　この他、いかがでしょうか。ご意見もあると思いますが、時間もありますのでご意見がなければ一旦、締めさせていただきます。今日も資料の方にご意見を伺う用紙が付いていました。また事務局からその説明があると思います。よろしいでしょうか。
多岐にわたる、それぞれの立場からのご意見をいただきありがとうございました。これらを生かし、内容に盛り込みながら素案の方を策定していきたいと思います。それでは事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

事務局：
　今後の予定につきまして資料6をご覧ください。資料には本策定委員会の今後のスケジュールを記載しております。11月に区議会の福祉・区民生活委員会で素案を報告させていただきまして、同月にパブリックコメントを実施いたします。結果については12月に予定されている第3回の策定委員会の方でご報告をさせていただきます。日時や場所については改めて事務局から委員の皆様にご連絡させていただきます。第3回の策定委員会では、パブリックコメントの内容の報告ならびに計画の最終案の確認を委員の皆様とさせていただきたいと考えています。その後、令和9年2月に区議会の福祉・区民生活委員会にご報告させていただいたのちに、3月に第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を公表する予定となっております。併せて、本日お気づきの点等がございましたら、後日でも電話・ファックス・メール等で障害者福祉課の担当宛てまでご連絡いただければと思います。以上になります。

委員長：
　今後の計画素案の文言や数値は全庁的な調整もありますので、若干微修正をすることもあると思います。そちらについては私と事務局の方に一任いただければと思いますので、よろしいでしょうか。
　それではこれをもちまして第2回目の委員会を終了とさせていただきます。それぞれの立場から貴重なご意見を多数ありがとうございました。また、会の円滑な運営にもご協力いただき感謝申し上げます。まだ続きますので今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上